

## 平成26年度第3回鹿児島市子ども・子育て会議

### 【開催日時】

平成26年8月29日（金） 15:00～17:00

### 【開催場所】

鹿児島市教育総合センター3階青年会館青年第一研修室

### 【出席者】

#### ○委員 21名

久留委員、前原委員、平嶋委員、福重委員、富永委員、奥委員、永吉委員、精松委員、  
下田平委員、上野委員、森田委員、北方委員、鬼丸委員、尾前委員、鉾之原委員、脇野委員、  
東風平委員、白石委員、新城委員、田中委員、松下委員

#### ○鹿児島市

古江子育て支援部長、吉田子育て支援推進課長、田中保育課長、坂元母子保健課長、  
鎌下こども福祉課長、松木田谷山福祉課長、兒嶋保健予防課長、白濱学校教育課長、  
岩戸青少年課長 ほか事務局職員

### 【会次第】

- 1 開 会
- 2 報 告  
スケジュールの変更について
- 3 議 事  
(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」について  
(2) 保育所等の利用調整について
- 4 その他
- 5 閉 会

### 【会議の内容】

#### 2. 報告事項

- (1) スケジュールの変更について  
(事務局)

[資料説明] (資料1)

～質疑なし～

#### 3. 議 事

- (1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」について  
(事務局)

[資料説明] (資料2)

(委員)

教育・保育の量の見込みと確保方策については、各年4月1日時点のものだと思うが、特に3号認定については、年度途中に増えていくが、そこまではまだ考慮されていないということか。

(事務局)

量の見込みは年度全体を通しての数字である。提供量は、4月1日時点の量である。年度途中の増加については、4月1日時点には含まれていないので、今後検討したい。

(委員)

2号と3号は、当該地域内の「保育所の認可定員＋平成26年度中の施設整備により幼保連携型認定こども園へ移行する幼稚園の定員＋認可外保育施設の届出定員」を計上してあると記載してある。幼稚園型の認定こども園に移行する分の人数は計上されていないと思うがどうか。また、在宅の方の入所希望も入ってくると思う。さらに、認可外施設が認可になる場合の分も入っていないと思うがどうか。

(事務局)

鹿児島市に届出をしている認可外保育施設のうち、一定の補助を行っていることが分かっている施設について数を計上しているのので、届出のない施設は含まれていない。在宅の方々については入っていない。

(委員)

量の見込みを出すのに、既存の施設のみを対象とするのはいかがかと思う。今から見込まれるものについては、ある程度見込むべきだと思う。

(事務局)

量の見込みについては、ニーズ調査の結果であり、保育所や幼稚園、その他の保育サービスの利用などの潜在的なニーズも含まれている。提供量は、現在、鹿児島市内で提供できるものと、4月1日までに提供できるであろうものを合わせたもので、その差を資料の▲で示した。その中には委員の指摘のものも含まれている。

(委員)

2ページについて、27年度から整備をしていくと31年度には、約1割提供量の方が上回る計算になる。32年度以降に見直しなどはあるのか。

(事務局)

32年度以降については、それまでの計画の進み方、現状などを反映させていかなければならないと思うが、今回の31年度までの計画の中でも、計画と実際の乖離が大きいと意味をなさないのので、国においても必要があれば中間年度の29年度に見直しをすることを示している。実態を考慮しながら、次回の計画ではなく、今回の計画の中でも数字を変更することはある。

(委員)

具体的に見直しとはどういうことをするのか。認可定員の減も含まれるのか。

(事務局)

具体的にこうするという事は決まっていないが、利用実態を踏まえて認可定員の減も考えられる。

(委員)

提供量の認可外保育施設は、保育所等に移行せずに認可外保育施設のまま、計上されているのか。

(事務局)

認可外保育施設は、そのまま認可外保育施設として計上している。今後どのように移行するかまでは反映していない。

(委員)

新制度に移行すると基準を守らないとならないが、その基準に達しない認可外保育施設も入っているということか。市独自の基準を作るのか。

(事務局)

国から支援事業計画を策定するにあたって、提供量としては、認可外保育施設もみることになっている。提供量としてみている認可外保育施設を認可化に向けて鹿児島市としてどうしていくかについては、今後、確保方策の中で検討していかなければならないと考えている。

(委員)

一時預かり事業については、幼稚園が入ってきたために3つに分かれて出てきた。17ページの延長保育事業は、特に種類に分かれていない。保育標準時間と保育短時間のそれぞれの延長保育を特に区別しないということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

各幼稚園が一時預かり事業の申請をした時に、無条件にそれを認めていただけるのか。

(事務局)

施設から一時預かりの希望があった場合には基本的に認めることになる。

(委員)

21ページのこんにちは赤ちゃん事業についてだが、子育てには、地域でいろいろな方が関わっていくが、民生委員についても赤ちゃんのことを知れば、見守りだけでもできる。そういう関わりができるようになればいいと思うがどうか。

(事務局)

民生委員の皆さまとは一緒になって支援をしている。こんにちは赤ちゃん事業については、職員が研修を重ねて対応している。お母さんには、鹿児島市のいろいろな制度、事業などを紹介しているので、その中で育児相談などを案内し次につなげている。また、必要な方には民生委員にも協力をいただいて見守りなどを行っている。

(委員)

いろいろなことに参加しない人もいるので、こんにちは赤ちゃん事業を通じて関わればいいと思っている。

(委員)

こんにちは赤ちゃん事業は、始めて妊娠、出産される方が多いが、2人目、3人目を産んだ時に母親は心労が大きい。上の子の対応に苦慮し、手を出してしまったりする。0歳児だけでなく、多子世帯のお母さんにも目を向けていただきたい。また、病児・病後児保育については、量の見込みに対し、確保方策が足りない状況にあるが、これから

拡大していくためにどのように対策を考えているのか。

(事務局)

病児保育については、医療機関に併設した施設で実施している。新規開設については、市医師会と協議をしながら検討してきた。1施設あたりの受入れ人数の拡大、施設の 신설について、今後、さらに検討していきたい。

(事務局)

上の子に苦労しているという相談もある。私どももできるだけ家庭全体を見た支援を行っており、これからも努めていきたい。

(委員)

教育・保育の量の見込みは年々減っているのに、一時預かり事業の量の見込みが増えていくのはなぜか。また、一時預かりが増えることに関し、施設への自治体からの補助、支援などがあるのか。

(事務局)

これまで一時預かり事業は、利用形態により日数に制限があったが、新制度では制限は設けないとなっており、一時預かりが使いやすくなるので、このような量の見込みになった。また、この事業は市の補助事業になり、利用人数等に応じた補助という形になる。国から今後助成の内容が示されると思うが、それも踏まえて対応したい。

(委員)

新生児・妊産婦訪問、こんにちは赤ちゃん事業は必要な事業であるので、利用回数を今より増やしたり、年齢に幅を持たせるなど充実をさせて欲しい。

(事務局)

新生児・妊産婦訪問事業は助産師に委託をしているが、必要な方については、1回だけでなく複数回行っている。また、新生児・妊産婦訪問等で訪問した後、気になる方などは、22ページの育児支援家庭訪問事業につないでいる。

## (2) 保育所等の利用調整について

(事務局)

[資料説明] (資料3)

(委員)

このような優先事項についてはどのようなやり方をしているのか。

(事務局)

現在については、資料の2番にあるが、まず、申込区分で分け、保育所希望順位をつけ、それごとに優先世帯であるかを区分し、その中で優先事項の順位で決定する。また、申込時期によっても区分する。

(委員)

こういうシステムになっているということは、どこかで案内しているのか。

(事務局)

保育所入所申込書には記載してあるが、文書で説明してあり見にくい部分もあると思うので、窓口などでは説明をしている。今後は、点数化をすることで目で見て分かる形で案内したいと考えている。

(委員)

優先事項の中に、育児休業終了による職場復帰があるが、継続入所している上の子と、産まれた子が違う施設に入ることがあり、保護者は非常に困っている。何か方法はないのか。枠外で何か設けられないのか。

(事務局)

保護者にとっては大きな問題だと思う。優先されても必ず入れるとは限らない。育児休業明けの兄弟入所については、国からの通知もあり、定員外の受入れを認めている。保育所で受入れが可能であれば、特例の措置もとっている。ただし、入所希望者が増えている中で、施設によっては受入が難しく、お質のような例がある。

(委員)

優先順位は、どのようにして情報を把握するかということだが、例えば、虐待、DVの恐れがある人は自ら優先順位があるとは言っていない。この情報を把握し、アドバイスするような方法があるのか。

(委員)

障害を有する場合についても同じようなことを感じた。保育に欠けるという時に、親の事情ではなく、子どもの状況を考えていいという形になってきた。こういう優先事項については周知をしていただきたい。また、相談に関わる方々もこういうものがあるということを紹介して欲しい。

(事務局)

入所要件については、これまでもホームページ、窓口案内などで行っているので、今後もそういう形で案内したい。障害のある子どもの入所などについても、今後、整理しながら最終的にお示ししていきたいと考えている。

(委員)

保護者が子どもの障害を受容しない場合どうするかという悩みが大きい。入所する以前にどうするかが見えない。そういう人たちについてはどう考えるか。

(事務局)

優先事項の子どもが障害を有する場合を適用する場合は、受け止めた上で入所してくるが、保護者が受け止められない場合については、母子保健課、保育課など連携をしながら対応しなければならないと考えている。

(委員)

優先事項の生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合について、現在は、求職中は3ヵ月間と期間が決まっているがそれとこの違いはどこにあるのか。

(事務局)

新制度でも求職中については90日となっている。優先の取扱いについては、90日以内なのかまだ決まっていないので、国の動き等も含めて定めていかなければならないと考えている。

(委員)

保育の考え方が、大きな転換期にきていると思う。これまでは、親の状況によって子どもの保育を考えるという視点でやってきたが、子どもが障害を有するなど、子どもの状況を保育の必要性の中に取り込んできている。大人の視点だけではなく、子どもが保

育を必要とするという視点が必要になっている。子どもの経験の不足、子ども同士の関わり不足が発達の十分な支えになりきれないという状況もある。子どもがもっと十分な体験ができるようにという視点からも保育の必要性を考えていくことが必要だと思う。今回の法により、子どもの視点からよりよい育ちを考えるとという意味での子育て支援を入れていこうとなった。今回入れるということではないが、こういう子どもの状況を踏まえた上で保育を必要とするということは、共通認識として持ちながらこの先進めていければいいと感じている。

(事務局)

見直しの必要性にあるように、これまでの保護者の状況だけでなく児童の状況を国が追加していることから、鹿児島市でも総合的に判断するために点数化の対応をとりたいと考えている。

#### 4. その他

(事務局)

[資料説明] (参考資料)

(委員)

放課後子ども総合プランや放課後児童クラブにある放課後という言葉についてだが、長期休みなども対象に入っているのに放課後という言葉だとわかりにくいのではないかと思う。また、ヨーロッパなどでは、アフタースクールのほかに、ビフォアスクールという朝の時間帯をカバーする制度もある。そういうニーズも潜在的にあると思う。そういうニーズが放課後という言葉で消されるという懸念もある。児童福祉法上の言葉なので変えられないと思うが、そういう多面的な意味が込められているということも理解しておかなければならないと思う。

(委員)

子育てをするなら鹿児島市と言われているが、窓口での案内をするときに、相手に寄り添った対応をしていただきたい。

#### 5. 閉会